

自然環境整備支援事業補助金交付要綱

平成17年9月1日17環第127号生活環境部長通知

一部改正 平成19年6月29日自保第73号

一部改正 平成20年4月14日自保第17号

一部改正 平成21年2月25日自保第226号

一部改正 平成24年4月6日自保第16号

一部改正 平成25年4月1日自保第21号

一部改正 平成27年4月1日自保第27号

一部改正 平成29年4月1日自保第22号

一部改正 平成30年2月26日自保第299号

最終改正 令和3年6月1日自保第3号

(趣旨)

第1 この要綱は、国立公園、国定公園、県立自然公園及び長距離自然歩道において、自然とのふれあいの推進及び自然環境の保全・再生を図るため、市町村（以下「補助事業者」という。）が行う自然環境整備支援事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 国立公園及び国定公園において、自然環境整備交付金交付要綱（平成25年3月29日環自総発第1303295号）に基づき県が策定する自然環境整備計画及び環境保全施設整備交付金交付要綱（平成29年6月1日環自整発第1706014号）に基づき県が策定する環境保全施設整備計画に基づき行われる別に定める施設の整備事業及びその整備を実施するために必要な各種調査、測量、設計等
- (2) 県立自然公園において行われる別に定める施設の整備事業及びその整備を実施するために必要な各種調査、測量、設計等
- (3) 環境省自然環境局長の定める長距離自然歩道整備計画（平成15年3月31日以前に環境大臣が定めたものを含む。）に基づき行われる整備事業及びその整備を実施するために必要な各種調査、測量、設計等（国立公園及び国定公園の重

複する区域を除く。)

(交付対象経費及び補助率)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）及び補助率は、次の表のとおりとする。

交付対象経費	補助率
第2の事業に要する本工事費、附带工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、機械器具費、営繕費、消費税相当額、旅費、庁費	・ 国立公園にあつては1 / 2 以内 ・ 国定公園及び長距離自然歩道にあつては45 / 100以内 ・ 県立自然公園にあつては1 / 2 以内

(交付額の算定等)

第4 年度ごとの補助金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を超えない範囲において定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times A - B$$

A：補助金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

B：前年度末までに交付された補助金の総額

進捗率：交付対象事業の総事業費に対する執行事業費の割合

(交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 事業の内容又は第3に規定する交付対象経費の配分について変更をしようとするときは、速やかに地域振興局長（以下「局長」という。）に申請すること。ただし、別に定める軽微な変更については、承認を要しないものとする。
- (2) 事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに局長に申請すること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに局長に報告すること。
- (4) 局長は前3項の申請等があったときは、環境部長（以下「部長」という。）に協議するものとし、協議の結果、適当と認められたときは、申請内容を承認すること。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営をはからなければならない。
- (7) 事業の経理に当たっては、交付対象事業以外の事業を厳に区別して行うものとし、交付対象事業に係る歳入及び歳出を明らかにした自然環境整備支援事業補助金調書（以下「補助金調書」という。）を作成するとともに、歳入及び歳出に係る証拠書類を整理し、当該補助金調書及び証拠書類を、当該整備計画又は施設整備計画が終了する日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(交付決定前着手)

- 第6 補助事業者は、緊急かつやむを得ない事情により補助金交付決定前に補助を受けようとする事業に着手しようとするときは、交付決定前着手承認申請書を局長に提出するものとする。
- 2 局長は前項に規定する申請があったときは、副本2部を部長に提出する。
- 3 局長は、部長から承認について通知があったときは、申請内容を承認する。
- 4 補助事業者は、承認後速やかに第7に定める申請書を部長に提出するものとする。

(交付申請)

- 第7 規則第3条に規定する申請書は、自然環境整備支援事業補助金交付申請書によるものとし、局長は申請書の内容を適当と認めるときは副本2部を部長に提出する。
- 2 前項の申請書の提出期限は、別に定める。

(交付決定)

- 第8 局長は、第7に規定する申請書の提出に基づき、部長から補助金の交付について通知があったときは、規則第4条に基づく補助金の交付の決定をする。

(変更承認申請等)

- 第9 第5第1号及び第2号の規定による承認の申請又は第3号の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容又は経費の配分を変更しようとするとき
自然環境整備支援事業補助金変更交付申請書

- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき
自然環境整備支援事業中止（廃止）承認申請書
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき
自然環境整備支援事業完了予定期日の変更について

(契約及び遂行状況の報告)

第10 補助事業者は、工事等の契約（変更契約を含む）を締結したときは、自然環境整備支援事業契約報告書により、締結日の翌日から起算して14日以内に局長に報告する。局長は、報告があったときは副本1部を部長に提出する。

- 2 入札の差金の一部又は全部を財源として、別に定める軽微な変更をしようとするときは、前項の報告書に変更の内容、理由、所要額等及びその算出根拠を記載した資料を添付するものとする。
- 3 補助事業者は、部長又は局長から照会があったときは、速やかに事業遂行状況を報告するものとする。

(実績報告)

第11 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、自然環境整備支援事業実績報告書によるものとする。

- 2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内（第5第2号により事業の中止又は、廃止について局長の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して30日以内）又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(調査及び補助金の確定)

第12 局長は補助事業者から実績報告書の提出があったときは、速やかに調査員を任命し調査を命ずる。

- 2 調査員は、前項の調査をしたときは、局長に調査復命書を提出する。
- 3 調査員は、調査をしようとするときは、設計図書、チェックリスト及び補助事業関係書類に基づき調査を行う。
- 4 局長は、調査の結果、適当と認めるときは補助金の確定を行うものとする。
- 5 局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 6 局長は、前項の返還期間内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95%の割合

で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付請求及び支払)

第13 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとする場合には、自然環境整備支援事業補助金交付請求書を局長に提出するものとする。

- 2 補助金は第12第4項の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、局長が必要と認める場合には、概算払いをすることができる。

(財産処分の制限等)

第14 規則第19条第1項に規定する財産及び要綱第2第1号に規定する事業により取得した財産の処分を行なう場合の処分を行なう場合は、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準（平成20年5月15日付け環境会発第80515002号、以下「承認基準」という）の規定に基づき取り扱うものとする。

- 2 規則第19条第1項に規定する承認申請書は、自然環境整備支援事業補助金により取得した施設に係る財産処分承認申請書によるものとし、承認基準第2の2に規定する承認基準の特例（包括承認事項）に該当する場合は、自然環境整備支援事業補助金により取得した施設に係る財産処分報告書により局長に報告するものとする。いずれの場合も局長は副本2部を部長に提出する。
- 3 規則第19条第1項第2号に規定する部長が指定するものは、取得価格が単価50万円以上のものとする。
- 4 規則第19条第2項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定される耐用年数に相当する期間とする。

(特別基準の設定)

第15 特別の事情により第7、第11に定める手続等によることができない場合は、あらかじめ局長に申請し、その承認を得たものをもってこれに代えることができる。

(交付対象事業の繰越)

第16 交付決定を受けた交付対象事業は、当該年度内に完了しなければならない。

ただし、交付の決定後やむを得ない事由のため、年度内に事業着手し、竣工の見込みがなくなった場合は、自然環境整備支援事業補助金完了予定期日変更及び繰越報告書を作成し、これを原則として当該年度の1月末日までに局長を

經由して部長に提出するものとする。

- 2 部長は、前項の報告があったときは、局長を經由して補助事業者に対し必要な指示をするものとする。

(書類の様式等)

第17 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

(書類の提出部数)

第18 規則及びこの要綱の規定により局長に提出する書類は、要綱第5、第6、第7、第9、第11、第14及び第16に基づくものについては正本1部及び副本2部とし、その他のものについては正本1部及び副本1部とする。

(監督等)

第19 部長又は局長は補助事業者に対し、それぞれ施行する交付対象事業に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律その他法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。
この要綱は、平成19年7月1日から施行する。
この要綱は、平成20年4月14日から施行する。
この要綱は、平成21年2月25日から施行する。
この要綱は、平成24年4月6日から施行する。
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年2月26日から施行する。
この要綱は、令和3年6月1日から施行する。